

EU加盟後のハンガリーにおける政教関係の模索

-2011年「宗教法」の背景-

飯尾 唯紀

はじめに

宗教はヨーロッパ政治の焦点のひとつであり続けている。EU統合や移民増加を背景に宗教と政治をめぐる諸問題は各国で多様な形で表出するが、多くの場合、その根本には信教の自由と政教分離をめぐる論点がある。民主主義国家では、信教の自由と政教分離はともに普遍的価値と位置づけられるが、両概念はともに幅広い解釈の余地を持ち、相矛盾する場合もあるため、各国の歴史的背景や政治情勢とも絡みつつ、宗教が政治の焦点となる契機が存在する。

中・東欧旧社会主義諸国に関しては、政教関係を条件付ける歴史的要因として、40年余りに及んだ社会主義期の扱いが重要である¹。また、新しい政教関係の模索において、社会主義以前の伝統への回帰をめざすか、西欧各国をモデルとした新しい体制を創出するかという選択の幅があり、両大戦前の歴史的伝統が顔をだすこともある²。とりわけ 2000 年前後から

¹ 社会主義の遺産として、第一に思想的要因がある。社会主義体制下では思想・信条の自由が公権力により制限されたため、民主化後の中・東欧諸国では幅広い自由が志向され、教会への公権力の干渉を徹底的に排除することが目指された。それは、他国で「反社会的」とされた集団にも活動の余地を与え、有力教会の反発をひきおこした。第2に、財政的要因がある。民主化後に教会が自立した活動を続けるには、社会主義期に脆弱化した財政基盤を、国の賠償・支援により再建すべきとの主張がなされた。しかし、国の財政支援は、公権力による干渉の手がかりを与え、その配分をめぐる教会間の公平性の確保も問題となった。ハンガリーでは優遇税制を利用した宗教団体の乱立も問題視された。第3に、人的要因すなわち社会主義時代に教会内に張りめぐらされた密告者に関する「過去の清算」という問題も残る。ハンガリーでは、教会内密告者の追及は各教会に委ねられたが、ほとんどの教会では包括的調査が実施されていない。教会内部から指摘されるように、教会の消極的姿勢は信者の信頼を揺るがし、人々の教会離れの要因のひとつとなっている。

² Péter László, *Az állam és az egyház viszonya és a civil társadalom Magyarországon. Történeti áttekintés*, in idem, *Az Elbától keletre*, Bp.1998, 355-378.

東・中欧諸国で体制転換期のリベラル論陣が社会に訴える力を失い、新保守主義的な言説が支持を得やすい状況が生じたことが指摘されており、「伝統的価値」が政治的主張のよりどころとされがちとなっている³。この地域の宗教問題は、こうした複層的な歴史的背景に、国内の政治対立やEUの規範等との綱引きが絡み合い表面化するとみることができる。

本稿では、2011年7月と12月にハンガリー国会が可決した「良心と信教の自由に関する法律」（以下2011年「宗教法」と略記⁴）の内容と成立背景、法律に対する批判や反応を整理し、中・東欧旧社会主義諸国の政教関係再編をめぐる力学の一断面と背景を検討する。同法律は、与党フィデス（Fidesz）と連立を組むキリスト教民主人民党（KDNP）議員が提出した議案をもとに成立した。成立前から同法律は野党や教会、内外メディアからの厳しい批判に晒され、憲法裁判所やEU諸機関から修正を求められた⁵。2013年には法改正が行われたが、その後も批判は続き、2015年春から全面改訂が議論されている。

この満身創痍の法律は、なぜ1989年の民主化から20年以上を経て制定されなければならなかったのか。法律はこの国の政治と宗教の関係をどう表現しようと試み、それは批判者たちにいかに問題視され、修正の背後にいかなる力学が働いたのか。本稿ではこれらの問題について検討する。

³ Trencsényi Balázs, *Beyond liminality? The Kulturkampf of the early 2000s in East Central Europe*, *boundary 2*, Spring 2014, 135-152.

⁴ 2011年法律第100号（7月11日可決）。2011. évi C. törvény a lelkiismereti és vallásszabadság jogáról, valamint az egyházak, vallásfelekezetek és vallási közösségek jogállásáról, *Magyar Közlöny* 2011(85), 25102-25110 ; 2011年法律第204号（12月30日可決）。2011. évi CCVI. törvény a lelkiismereti és vallásszabadság jogáról, valamint az egyházak, vallásfelekezetek és vallási közösségek jogállásáról, *Magyar Közlöny* 2011(166), 41621- 41633.

⁵ 2013年6号憲法裁判所判決。6/2013.(III. 1.) *AB határozat. Az alkotmánybíróság hivataloslapja* 2013(7), 334-335; 2012年3月8日「法による民主主義のための欧州委員会（ヴェネチア委員会）」意見書664/2012。 *Opinion on ACT CCVI of 2011 on the right to freedom of conscience and religion and the legal status of churches, denominations and religious communities of Hungary* ([http://www.venice.coe.int/webforms/documents/CDL-AD\(2012\)004-e.aspx](http://www.venice.coe.int/webforms/documents/CDL-AD(2012)004-e.aspx)); 2014年4月8日欧州人権裁判所判決。 <http://hudoc.echr.coe.int/eng?i=001-142196>

1. 諸前提

(1) 宗派分布状況

はじめにハンガリーにおける宗派分布状況と政教関係の歴史的伝統を整理しておきたい。

2011年国勢調査結果によるハンガリーの宗派分布は【表1】のとおりである⁶。まず目を引くのは、カトリックが圧倒的多数を占める点である。調査対象全体の約4割がカトリック信者であると回答しており、それに続く改革派（いわゆるカルヴァン派）は11%、福音派（いわゆるルター派）は2%、ギリシャ・カトリックは1.8%にとどまる。

第二に、宗教団体に帰属しないと回答（18.2%）と、回答なし（27.2%）の比率の高さが目立つ。民主化後のハンガリーでは、2001年の国勢調査においてはじめて信仰に関する質問

が導入された。しかし個人の信仰が公的機関に把握されることへの警戒感は根強く、各教会による呼びかけにもかかわらず、回答を拒否したケースが多かった⁷。また、「宗教団体や宗派に属さない」とした回答比率は前回

【表1】

2011年国勢調査結果にみる宗派構成			
	宗教	合計	割合(%)
カトリック	カトリック	3,871,922	39.0
	うち、ローマ・カトリック	3,691,389	37.1
	ギリシャ・カトリック	179,176	1.8
正教	正教	13,710	0.1
	うち、ロシア正教	2,365	0.0
	セルビア正教	1,703	0.0
	ブルガリア正教	486	0.0
	ルーマニア正教	5,102	0.1
	ギリシャ正教	1,701	0.0
	その他の正教	2,353	0.0
プロテスタント	イギリス国教	270	0.0
	改革派	1,153,454	11.6
	福音派	215,093	2.2
	ユニテリアン	6,820	0.1
	バプティスト	18,211	0.2
	メソジスト	2,416	0.0
	アドベンティスト	6,213	0.1
	ペンタコステ	9,326	0.1
	信仰教団に所属する	18,220	0.2
	その他のプロテスタント	21,519	0.2
その他のキリスト教	エホバの証人	31,727	0.3
	その他のキリスト教徒	16,656	0.2
ユダヤ教	ユダヤ教	10,965	0.1
イスラーム教	イスラーム教	5,579	0.1
仏教、その他	永遠の世界の法を説く宗教	13,385	0.1
	うち、仏教徒	9,758	0.1
	上記以外	16,889	0.2
無所属、回答なし	宗教団体や宗派に属さない	1,806,409	18.2
	回答拒否、回答なし	2,698,844	27.2
	合計	9,937,628	100.0

⁶ ハンガリー中央統計局ウェブサイトの2011年国勢調査結果より作成。

http://www.ksh.hu/docs/hun/xftp/idoszaki/nepsz2011/nepsz_10_2011.pdf

⁷ 2001年国勢調査では、カトリック教会と改革派教会が回答を呼びかけたのに対し、「ハンガリー・ユダヤ教信徒連盟」(MAZSIHISZ)等のユダヤ教団体は回答を避けるよう薦め、諸教会の立場は分かれた。2011年には、MAZSHISZも「誇りを持って回答する」よう信徒に呼びかけた。

2001年調査時の14.5%から18.2%へと増加しており、ゆっくりとではあるが西欧諸国と同様に教会離れの傾向が進んでいる様子がわかる。

第三に、少数派の中で「信仰教団」や「エホバの証人」など、社会主義時代には目立たなかった「新宗教」が伸びていること、その一方で、フランスやドイツなどと比べて中東、北アフリカからの移民・難民数が少ないことから、イスラム教徒の増加が僅かである点を確認しておきたい。

(2) 歴史的条件

カトリック優位と多宗派共存の伝統 統計からみたハンガリーは、カトリックが抜きんでた存在感を示す国である。しかし、この国の宗教をめぐる言論を理解するには、カトリック以外の宗教・宗派の歴史的条件もおさえておく必要がある。人口比率で少数派ではあるが、プロテスタント諸派の歴史的役割や、正教徒やユダヤ教徒を含めた宗派共存の伝統が、政教関係をめぐる議論に大きな影響を及ぼしているとみられるからである。

ローマ・カトリックは歴史的に国家との結びつきが最も強い宗教であり続けた⁸。紀元1000年の王国樹立から1918年にハプスブルク君主の王政が崩壊するまでの約900年間、王朝が変わっても、カトリックは他の宗教に対し優先的な位置を占め続けた。国王は教会を行政機構の末端組織として利用し、高位聖職者が国の要職を占める時代も長く続いた。国王と教会との強い結びつきのため、ハンガリーではローマ教皇すら国内教会問題への介入を大きく制限され、国内のカトリック教会は王家の宗教として強くイメージされてきた。

カトリック国としての顔と並んで見逃せないのが、複数宗派共存の伝統である。中世以来、カルパチア盆地はカトリックと東方正教の布教範囲が交差する場所に位置しており、東や南の正教文化圏からの人と信仰の流入は、今日にいたるまで続いている。また、16世紀に宗教改革思想がハン

<http://www.jmpoint.hu/modules.php?name=News&file=article&sid=795>

⁸ 例えば、次の論集所収の諸論文を参照。Zombori, István ed., *Magyarország és a Szentszék kapcsolatának ezer éve*, Budapest, 1996.

ガリーに及ぶと、王国北部（現在のスロバキア）や東部（現在のルーマニア西部）の都市を中心にルター派が急増し、町村のハンガリー語話者には改革派が浸透した。トランシルヴァニア侯国（16-17世紀に今日のハンガリー東部からルーマニア西部に跨る地域に勃興）では、西欧で異端とされた反三位一体派が認められ、イタリアやイギリスからも迫害を受けた人々が流入した。トランシルヴァニア侯国の貴族らは改革派を奉じる者が多く、カトリックの守護者を自任したハプスブルク家の支配に対して「信教の自由」を旗印に蜂起したため、改革派は外国支配に対する抵抗の象徴としてイメージされ、記憶されている。第一次世界大戦後、改革派が多かったトランシルヴァニア地方がルーマニアに割譲され、ハンガリー国内の改革派比率は減少したが、今日でも東部諸県には改革派信徒が多数を占める地域が広がっている⁹。また、体制転換後にはルーマニアなど周辺諸国の改革派教会との連携も強まり、ハンガリー国民と国境外ハンガリー系住民との結びつきを象徴する存在としても注目を集めつつある¹⁰。

さらに、今日の宗教問題を理解する上で、ユダヤ教徒にも言及が必要である。ユダヤ教徒と回答した住民は約1万人（0.1%）だが、過去の迫害の経験から回答を拒否したケースが考慮されなければならない。ハンガリーでは、18世紀末からユダヤ人の数が飛躍的に増加し、19世紀後半の二重帝国期にガリツィアとロシアから都市・農村部に大量の移民が流入して同化や改宗も進んだ。第二次世界大戦時の迫害によりその数は激減したが、民主化後には複数のユダヤ系信徒団体が設立され、現在、ユダヤ教信徒は首都ブダペストを中心におよそ3~12万人程度存在すると見積もられる¹¹。

⁹ 改革派が多数を占める自治体は、ルーマニアに隣接するハイドゥー・ビハル県、サボルチ・サトマール・ベレグ県に集中する。

<http://www.ksh.hu/interaktiv/terkepek/mo/vallas.html>

¹⁰ 2009年5月29日、戦前のハンガリー王国領の改革派教会代表がハンガリー東部の中心都市デブレツェンに集結し、「ハンガリー改革派教会（MRE）」設立規約に署名、カルパチア盆地の改革派教会統一を宣言した。これに対し、当時のショーヨム大統領は「民族の一体性に貢献する重要な結果をもたらす一歩」と書簡で祝福した。Riba István, *Református egység: nyakas kálvinisták*, *hvg*, 2009 (22), 20-21.

¹¹ 1999年にエトヴェシュ・ローランド大学社会学部が実施した社会調査では、「ユ

ユダヤ系信徒団体は社会党（MSZP）や自由民主連盟（SDZSZ、2014年9月解党）との結びつきなど、その広範な政治的ネットワークが指摘され、政治的言説の中で話題になることも多い。

国家・教会関係の歴史的背景 前近代ハンガリーで政治権力者と教会の関係を長く特徴づけた法慣行として、「教会保護権」がある。「教会保護権」とは、世俗権力が教会運営を金銭面はじめ諸々の問題において保護、後援するとともに、教会の人事面などにも一定の発言権を行使する権利・義務関係を指す。教会保護権を行使する政治権力者には、中小貴族や都市参事会も含まれたが、国王は、国内全教会に対する「最高教会保護権」を行使する存在として自らを位置づけていった。

カトリック教会は、国王の「最高教会保護権」により教会自治の面で一定の制約を受けたが、宮廷における政策決定に参加し、財政的には最も優遇された立場を確保した。一方、宗教改革以来「信教の自由」を勝ち取ってきた福音派と改革派も、主に中小貴族や都市参事会を「保護権者」として、その財政的支援を受けつつ教会を拡大した。この場合は、中小貴族や都市、村の参事会などが教会建物の維持・管理や牧師への給金保証等を行い、牧師の活動を不適切と判断した場合には罷免する権利を有していた。こうした法慣行は、20世紀前半まで根強く残存した。教会が運営する教育機関などを、国家及び教会保護者から与えられた耕地等の資金源なしに運営することは不可能だった。教会に属した不動産が国有化されたのは、第二次大戦後のことである¹²。ハンガリーでは、教会に対する政治権力者の影響力は深く長い伝統に根ざしたものだったといえる。その伝統は、社会主義時代に全く新しい形をとることになった。

社会主義体制下の教会統制 1948年から40年以上続いた社会主義

ダヤ人としての社会的環境で暮す意識を持つ人」は、6,4000~118686人で、そのうち3割程度がユダヤ教をアイデンティティの基礎に据えていると試算されている。Stark Tamás, Kísérlet a zsidó népesség számának behatárolására 1945 és 2000 között, Kovács András ed., *Zsidók a mai Magyarországon: Az 1999-ben végzett szociológiai felmérés eredményeinek elemzése*, Budapest, 2002, 101-12, 142.

¹² László T. László, *Egyház és állam Magyarországon 1919-1945*, Budapest 2005

時代の宗教政策は、「反革命」の温床となる教会を統制することを目標に掲げ、それまでの政教関係に重大な変化をもたらした¹³。主なものを列挙すると次の諸施策がある。まず、教会が運営した各種教育機関が全面的に廃止され、神学が選択科目から選択科目とされた。また、司教クラスの高位聖職者の多数が思想犯として投獄され、党に従順な者が後任ポストに配置された。1950年には修道院の活動が禁止され、各教会がハンガリー人民共和国憲法への誓約を強制された。さらに、第二次大戦後に生き残ったユダヤ教徒の諸教会も、単一のユダヤ教会組織へ統括されたうえで国と協定を結ばされた。1951年には、解体・縮小した教会を管轄する国家機関として、国家教会対策局（ÁEH）が設置され、聖職者人事の統括や教会関連出版物の検閲を通じて、教会に対する統制の体制が確立された。50年代後半に教会への統制は弱まるが、各教会には内部情報を密告するエージェントが配置され、体制転換にいたるまで監視体制が敷かれ続けた。

教会への統制は、財政基盤の切り崩しによっても強化された。もっとも、大規模な教会財産没収は、共産党による一党支配が打ち立てられる1948年以前に土地改革の一環として始められていた。1945年に成立した連立政権（共産党、民族農民党など）は、大土地所有を解体し、独立小農を創出する土地改革を実施した。最大の大土地所有者であったカトリック教会は、約50万ヘクタールのうち約45万ヘクタールを無償で没収され、同じく改革派は約6万ヘクタールの所有地のうち約2万ヘクタールを没収された。この時没収された土地は、今日の教会財産返還の対象とみなされていない。その後、1948年に共産党が一党支配を確立すると、それまで全教育機関の50%強を占めていた教会付属学校が一部例外を除き国有化された。これを皮切りに、教会基金団体と修道院の不動産の国有化没収、教会付属の住居や事務所の国有化が50年代を通じて進められた。

こうしてハンガリーにおける政教関係の歴史を大掴みに眺めると、20

¹³ 以下の社会主義期の初施策についての叙述は、主に次の史料集を参照。Balogh Margit, Gergely Jenő eds., *Állam, egyházak, vallásgyakorlás Magyarországon, 1790-2005*, v.2(1944-2005), Budapest, 2005, 797-1220.

世紀初頭まで政治権力との結びつきを背景に教育や社会福祉の分野で積極的役割を担った諸教会が、20世紀後半に急速に財政的基盤を失い、私的領域へ封じ込められるという極端な振幅を経験したことがわかる。体制転換期からEU加盟を経たハンガリーにおける政教関係再編の課題は、教会に対して復権と補償を行うとともに、EU規範と社会主義時代以前の伝統の両面をにらみながら、いかに国と宗教の関係を描くかにあった。

2. 1990年の「宗教法」： 体制転換と政教関係の再編

2011年の「宗教法」は、1990年2月に施行された憲法的効力を持つ法律「良心と信教の自由、並びに諸教会に関する法律」¹⁴を破棄して制定された。したがって、2011年法律制定の背景を理解するには、1990年法律の要点とその後起こった諸問題をみておく必要がある。

1990年法律第4号法の特徴は、次の2点に集約できる。

- ① 信教の自由の適用範囲が西欧諸国と比べて広いこと
- ② 教会が公的役割を担うことを明確に推奨していること

この特徴は、信教の自由を制限し、諸教会を公権力の統制下に置こうとした社会主義時代の抑圧への埋め合わせを意識したものといえる。序文は、教会の役割を再定位し、公的領域における宗教の積極的役割を重視する立場を次のようにはっきり謳っている。

ハンガリーの教会、宗派、信仰共同体は、社会の諸要素の中で際だって重要で価値を有する、共同性を育む存在である。それらは、信仰に関わる活動以外に文化、教育、社会・健康問題上の活動や国民意識の涵養を通じて、国家生活の中で重要な役割を果たす。

¹⁴ '1990. évi IV. törvény a lelkiismereti és vallásszabadság jogáról, valamint az egyházak, vallásfelekezetek és vallási közösségek jogállásáról,' Balogh, Gergely eds., *op.cit.*, 1234-1241.

(1) 信教の自由をめぐる論点

以下、信教の自由と政教分離についての法律文言と論点をみていく。1990年法律第4号は、信教の自由を「宗教・良心を選択し、受入れる自由」とその信仰を「宗教的行為・儀式を通じて個人または集団で表明する自由」に分け、この2つを基本的人権のひとつとみなす。また、この自由を確保するため、国家の公的文書に宗教的信念に関する個人情報に記載してはならないとし、国家による干渉の可能性を慎重に排除する配慮を示している。

信教の自由が制限されるのは、次の場合に限られる。すなわち兵役など「市民的義務」履行に抵触する場合と、軍隊で軍事活動を行う場合（個人の礼拝実施は自由だが、集団礼拝は禁止）、未成年者（この場合は両親ないし保護者が決定権をもつ）の場合である。つまり、成人して「市民的義務」等に従事していなければ、時と場所を問わず個人ないし集団で信仰を選択し、表明することが自由とされている。法律による制限はこれだけであり、その自由は漠然としており、広大にみえる。

もともと、ある宗教団体が他の宗教団体と同等の権利を得るには公的認可の手続きを経る必要があり、未認可団体は財政面等で不利な立場に置かれた。この認可制度を通じて、信教の自由に関し若干の制限が設けられている。ただし、この制限も緩やかなものでしかない。法律では、ある信仰団体が「教会」として認可されるには、少なくとも100人の信者を持ち、自身の基本規則を作成していること、事務局と代表組織を備え、その団体活動が法に違反しない宗教活動であることを表明することが必要とされた。これら条件を満たした場合、県ないし首都の裁判所は、提出された届けに基づき60日以内に認可を行う義務を負った。認可された教会の間に歴史的背景や信徒数に応じた法的序列は存在せず、等しく信仰及び社会的活動を実施することが認められた。このような法規は、教育など社会的役割を果たす一部有力教会に行政による一定の審査手続きを定めたチェコなどと比べても、教会の平等と国家不干渉を徹底させたものとして評価

できる¹⁵。

この法律に基づき、法制定の翌年までに 37 以上の教会が、さらに 2007 年までに 168 を超える教会が公的認可を受けて法的に平等な地位を得た¹⁶。これらの教会の中には、「未知の高知能体を信じる会」や「ハンガリー魔女連盟」など、伝統的な信仰団体の枠としては捉えにくい団体や、他国でセクトとして認定されている団体も含まれた。

こうした教会数の急激な増加に対しては、宗教団体の乱立を快く思わない「歴史的教会」やこれを支持する諸政党から批判が加えられた。特に注目を浴びたのは、90 年代前半の「クリシュナ意識国際協会」に対する改革派牧師ネーメト氏の攻撃であり、「洗脳」や「家族破壊」、「心理テロ」などの言葉を用いた同氏のメディアを通じた批判は、同協会との訴訟事件に発展した。政治家の間でも、ハンガリー民主フォーラム (MDF) のダーヴィド議員を中心に牧師に同調するサークルが作られ、1993 年には、同党のトート議員兼改革派牧師が、国会において「破壊的イデオロギー」を広める教会には補助金を与えるべきでないと提案、同協会を含めた 4 教会 (エホバの証人、ハンガリー・サイエントロジー教会、統一教会) への補助金が予算案から削除される事態に至った¹⁷。

国会でも法改正をめざす動きがみられた。まず、1993 年にキリスト教民主人民党 (KDNP) と MDF の議員が法改正案を提出した。改正理由としては、体制転換期に国家による宗教抑圧の可能性を排除しようと作られた同法が、信教の自由の濫用を引きおこしたことが挙げられ、状況改善のため、ヨーロッパ諸国の慣行に近づけ、教会の公式登録に必要な下限人

¹⁵ Zsolt Enyedi, Joan O'Mahony, 'Churches and the consolidation of democratic culture. Difference and convergence in the Czech Republic and Hungary', *Democratization* 11-4, 2004, 171-191.

¹⁶ Oktatási és Kulturális Minisztérium Egyházi Kapcsolatok Titkársága ed., *Magyarországi egyházak, felekezetek, vallási közösségek*, 2007. この数字は国からの補助金を申請した教会の数である。国の諸機関が教会数の把握を含めて教会を管理・監督することは禁じられたため、厳密には当時の教会の正確な数の特定はできない。

¹⁷ Kamarás István, 'Krisna-tudat Magyarországon,' *Replika* 21-22(1996), 209-222.

数を 100 人から 1,000 人にすることが提案された¹⁸。同様の提案は、1998 年に MDF 議員によって再度提出されたが¹⁹、いずれも採決には至らなかった。

2001 年には、フィデス政権が同法改正案を提出し、教会認可に際して団体の宗教的性格の審査（団体が宗教の名に値する教義を備えていること、団体の主要活動が政治・文化活動等でなく宗教活動であること）を導入しようとした²⁰。提案理由としては、体制転換後に出現した新興教会が信徒に精神的・物理的抑圧を加え、また税制面での教会への優遇を濫用しているという現状認識が挙げられた²¹。しかしこの改正案も、国会で 3 分の 2 以上の賛成票を得られず否決された。したがって、2011 年法律制定の背景に、「歴史的教会」に配慮し、新宗教を規制しようとする保守系政党の長年にわたる試みがあったことは明らかである。

（2）政教分離をめぐる論点

1990 年法律第 4 号の後段は、「ハンガリー共和国では教会は国家と分離して機能する」、「教会の内部法や規則の実行に、国家権力を行使することはできない」、「国家は諸教会の指導・監督をおこなう組織を持つことはできない」として、政教分離を明言している。社会主義時代において、教会が国家権力の介入を強く受けた経験をふまえ、法律文面は国家の教会への介入の可能性を厳しく排除したものとなっている。

一方、序文でもみたように、教会には公的領域における幅広い活動を認めている。国家が専権的に行う事柄を除き、教会は「教育、文化、社会、健康、スポーツ、児童保護に関するあらゆる活動を実施できる」とされ、国はそうした教会の活動を容認するのみでなく、積極的に支援するとの原

¹⁸ Czoma Kálmán – Kovács László – Lukács Tamás – Salamon László T/9473. (1993).

¹⁹ Semjén Zsolt – Medgyasszay László – Lezsák Sándor T/5441. (1998).

²⁰ Kormány(nemzeti kulturális örökség minisztere) T/3621.(2000)

²¹ Shanda Balázs, 'Tapasztalatok a lelkiismereti és vallásszabadságról, valamint az egyházakról szóló 1990.évi IV.törvény módosításával kapcsolatban', *Magyar Közigazgatás* 2001. jun., 335-342.

則が述べられている。これに基づき、国家は教会による文化、教育、社会、健康、スポーツ、児童保護機関の活動に対し、これと同様の役割を果たす国家機関向け予算に相当する予算支援を行う旨述べているのである。このように、教会の公的活動への関与を推奨するハンガリーの政教分離のあり方は、公的領域と宗教領域を峻別するフランス等とは一線を画すものであり、ドイツやイギリスの「友好的政教分離」の一類型として位置づけることができる²²。ハンガリーの「友好的政教分離」の主な論点として、ここでは宗教界から政治への関与と、国庫補助金の2点をみておく²³。

宗教と政治 法律は国家から教会への介入を厳格に排除する一方で、教会から政治領域への関与については規則を設けていない。このため、聖職者がしばしば政治の舞台に登場した。カトリックと福音派は聖職者が国会議員になることを教会内規等により制限しているが²⁴、改革派では、2001年まで牧師の議員兼任が認められており、聖職者と政党、特に極右政党との結びつきが取りざたされた。2000年前後にヘゲドゥーシュ牧師父子（子は牧師兼議員）がハンガリーの正義と生活の党（MIÉP）に接近し、反ユダヤ的、人種差別的発言を繰り返して問題とされたほか²⁵、極右政党ヨッビク（Jobbik Magyarországért Mozgalom）の党首による自警

²² Schanda Balázs, 'The relationship between state and church in Hungary. The financing of the church,' in András Sajó and Shlomo Avineri (eds.), *The law of religious identity. Models for post-communism*, The Hague/ London/ Boston, 1999.

²³ その他、接收されていた教会財産の返還問題、公立学校における宗教教育問題も大きく取り上げられたが、これらに関しては別稿で論じたい。

²⁴ 教皇庁は80年代にカトリック司祭の党員ないし国会議員兼職を禁じており、福音派牧師も原則として日常の聖職活動を妨げる他職との兼職を禁じている。また、ユダヤ信仰団体連盟では、教会代表者の政党政治への不参加は不文律とされている。改革派では2001年の全国教会会議で国会議員との併任が禁止され、2005年には選挙出馬時点で牧師職を休止するよう決定された。Figyelőnet 2005 november 11.

²⁵ 2001年、MIÉPのブダペスト地区報に掲載されたヘゲドゥーシュ牧師（息子）の論説「キリスト教ハンガリー国家」は、「(19世紀後半に)ガリツィアからやって来た根無し草の大群」であるユダヤ人を追放せよと呼びかけ、ユダヤ系弁護士との間で訴訟事件に発展した。同事件を受け、ユダヤ信徒連盟は政府に差別的発言を禁止する法律の厳格化を要請、国会で可決されるも、言論の自由に抵触するとして大統領が署名を拒否するなど、幅広い論争が巻き起こる契機となった。

http://www.jog-vita.hu/per/tartalom/2_3_A_ebreszto_cikk.html

団組織マジダル・ガールダ²⁶設立に際しては、改革派のチュカ牧師が団旗への祝福を行い、注目を浴びた²⁷。

カトリックと改革派、信仰教団の3つの教会は、政党との恒常的な結びつきも指摘される。前2者は中道右派を標榜する与党フィデスとの結びつきが強いのに対し、ハンガリー最大の聖霊派に成長した信仰教団は、自由民主連盟（SZDSZ）の設立に助力し、その後も党内に信徒代表を送り込み、内部決定にまで影響力を持つと噂された²⁸。

各教会は具体的案件で行動を起こし、政治の意思決定に働きかけることもあった²⁹。特に外交の主要課題である国境外ハンガリー系住民支援に関しては、カトリックと改革派が一致して立場を表明することが多く、2001年には両教会と福音派教会が「地位法」を支持する共同声明を発出したほか、2004年の「国境外住民に対する二重国籍付与」に関する国民投票に際しては、両教会は信徒に対して付与に賛成の票を投じるよう呼びかけた。また、選挙に際しても、教会は積極的に活動してきた。総選挙に際しては、有力教会が「回状」を配布して投票で重視すべき点を呼びかけることが慣行となっており、2002年の総選挙では、カトリック及び改革派教会が、キリスト教的、国民的価値や国境外住民支援等を重視して投票するよう呼びかけ暗にフィデスへの投票を促し続けた。また、2009年の欧州議会選では、信仰教団がSZDSZからMDFに鞍替えして集票活動を行ったとも報じられた³⁰。2010年の総選挙でも、各教会は特定政党への名指しは避

²⁶ 極右政党ヨッビク党首が設立した自警団。

²⁷ *Népszabadság* 2007. augusztus 28 ('Akik megáldották a zászlót'). ヨッビクと改革派教会のつながりは組織的なものではない。2010年6月4日、第二次大戦講和条約署名日が「国民連帯の日」とされた際に北東部国境の町ザーホニでヨッビクが牧師と長老会の許可を得ずに改革派教会で集会を行ったが、これに対して教会は強い抗議の声明を出した。 <https://reformatus.hu/mutat/koezlemony/>

²⁸ Enyedi Zsolt, 'The contested politics of positive neutrality in Hungary,' in John T. S. Madeley, Zsolt Enyedi, *Church and State in Contemporary Europe*, London/Portland, 2003, 157-176.

²⁹ 以下のハンガリーにおけるキリスト諸教会の政治的発言の分析は、次を参照。Enyedi, O'Mahony, 'Churches and the consolidation', 171-191.

³⁰ *Magyar Hírlap* 2009. április 17 (Megállapodás a Hit Gzülekezetete és az MDF között); *Magyar Nemzet* 2009. április 18 (Az MDF barátkozik a Hit

けつつ信徒への投票呼びかけを行い、中道右派の連立政権に寄与した³¹。

教会補助金 教会と国家の関係は、国庫補助金の配分に関しても論じられた。教会がかつてのような社会的役割を果たすためには、国に接収された病院や学校、土地などを取り戻し、かつ組織運営のために補助金を受け取る必要があった。教会財産返還については、民主化後約 20 年間で解決の見通しがついたが、返還された教会や学校、病院などの運営維持の財源についての議論は未だ収束していない。

教会補助金は、1997 年法令第 124 号「教会の信仰及び公的活動の財政的基盤について」³²に基づき毎年の予算で決定されている。補助金は教会が実施する社会的活動に対する予算と、信仰活動に対する予算の 2 つに分けられる。前者には、教会による学校教育、医療・介護施設運営、文化遺産としての教会再建等が含まれ、保育園から大学に至る教育機関の運営が大きな比重を占める³³。法律では、国が行うべき社会的活動を実施する教会附属機関は「類似した役割を果たす国家ないし自治体の機関と同一の「基準的国家補助金」を受け取ることができ（中略）その費用は毎年の予算案に組み込まれる」とされ、さらに不足分を補うために前年の施設の利用者数などを勘案して「追加支援金」を受け取ることができるとされる。

後者すなわち信仰活動に関しては、体制転換後に複数の方法が試みられた。これまで、国会の人権・少数民族・宗教委員会の提言に基づき教会別に配分する方法、民間団体の調査に基づき信者数に応じて補助金を配分する方法などが実施されたが、登録教会であるにもかかわらず国会で「破壊的セクト」として補助金配分停止が決定されたケースもあり、平等性の観

Gyülekezetével).

³¹ 例えば、カトリック司教団は、2010 年選挙にあたり投票基準として、家族の価値や教育、労働の価値などを重視する政党で、かつその実現が可能な政党を選ぶべきとの回状を公表した。

<http://www.magyarokurir.hu/hirek/magyar-puespoeki-kar-valasztasi-koerlevele>

³² Balogh, Gergely eds., *op.cit.*, 1305-1310.

³³ 例えば、2007 年の改革派の例をみると、教育に要した金額が約 169 億フォリント（約 85%）であるのに対し、社会的施設や医療施設への支出はそれぞれ 17 億（約 9%）、12 億（約 6%）となっている。

点からみて問題のある状況が続いた³⁴。

こうした状況に対応するため、先の1997年法律において、納税者が所得税の一部を教会向けに利用するよう指定できる、いわゆる「1%税制」が導入された。同法では、イタリアやスペインの教会補助金方式に倣いつつ「個人が支払った所得税の1%を（教会が使用できるように）申告した場合、教会はこれを受け取り、教会の内規に則り使用することができる」と定められている。これにより、実施の難しい信徒数調査を回避し、全ての登録教会が支持者数に応じて国家から補助金を受け取る

ことが可能となった³⁵。また、この「1%税制」は教会のみでなく博物館や基金などの各種非営利団体も対象としたものであったため、2009年、教会側の要求により、教会に別枠でさらに1%の割り当てを申請できる「1

【表2】

所得税から各教会にパーセント税を指定した人の数

	2002	2003	2004	2005	2006	2007
カトリック	417	418	405	399	456	498
改革派	127	124	120	127	150	163
福音派	37	36	36	36	42	46
信仰教団	10	11	12	12	14	16
ユダヤ信徒連合	7	7	6	6	6	6
エホバの証人	6	6	6	6	7	7
クリシュナ意識信徒団	5	8	7	9	11	11
バプテスト教会	4	5	7	7	10	10

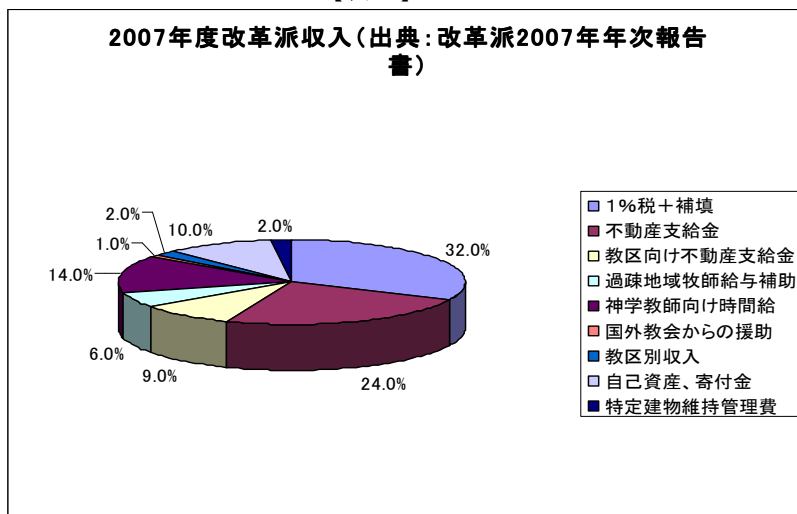
(APEH(税・財務局)ホームページ公開情報より作成。単位は千人。)

各教会に指定されたパーセント税の総額

	2002	2003	2004	2005	2006	2007
カトリック	1893	2185	2174	2346	2570	2837
改革派	614	693	674	766	871	971
福音派	194	215	220	247	271	302
信仰教団	32	36	38	43	49	55
ユダヤ信徒連合	69	71	68	67	67	65
エホバの証人	15	16	16	17	22	23
クリシュナ意識信徒団	30	49	48	61	76	78
バプテスト教会	20	26	38	41	59	61

(APEH(税・財務局)ホームページ公開情報より作成。単位は百万フォロント。)

【表3】



³⁴ Schanda Balázs, Az egyház működésének anyagi alapjai(3), *Vigilia*(199), 102-104.

³⁵ 1%税制は各教会の支持者数を基準にした点で補助金配分に客観的平等性をもたらした。他方で、支持者の所得格差は考慮されておらず、例えば高所得層を支持母体とする「信仰教団」と高齢者を多く抱えるカトリック教会との間では、補助金配分に不平等な側面があるとの批判もある。

+1%税制」が導入された。【表2】にみられるように、近年、主要教会に関しては「1%税制」を利用する信者の数は増加傾向にある。さらに、【表3】に示した2007年の改革派教会の収入内訳から確認されるように、「1%税制」による収入は教会財源の主要部分を構成するようになった。こうして、法的には教会向け補助金制度は一応の決着がついたかにみえる。

しかし、教会補助金制度に関しては、なお教会側からの批判が絶えない。最大の原因は、現行の補助金制度が政治的変動の影響を受けやすく、不安定である点にある。特に、体制転換後20年間では、リベラル政党を自認し教諸教会と対立する傾向にあったSZDSZと、キリスト教諸教会を支持基盤としたフィデス・KDNPの対立が、補助金制度に大きな影響を及ぼした。教会補助金問題は、政権が交替する毎に変化し続け、教会にとっては予測可能な財源確保が課題と認識されるようになったのである³⁶。

以上にみたように、体制転換直後に成立した宗教関連法律に関しては、まず信教の自由の幅をめぐって、社会主義時代以前に遡る制度的連続性を持つ諸教会と、新興の団体の扱いを巡って議論が生じた。また、政教関係

³⁶ 第1の争点は、教会の社会活動、特に学校運営に関するものである。先に触れたように、教会は学校運営に際して自治体学校と同程度の「基準的国家補助金」を受け取ったが、その額は必要経費の7から8割程度をカバーするものでしかなかったため、追加の支援金を受け取っていた。しかし、自治体運営の学校では追加支援金を自治体が支払っていたため、2004年、マジャル教育相(SZDSZ)はこれが不平等にあたるとして、追加支援金を削減する方向で変更を試みた。この試みは実現しなかったが、その後もゲンツ機会均等相が国家支出の増大をもたらす教会学校の増加を抑えるよう発言するなど、自治体と教会の運営する学校への補助金の違いは度々問題となった。その後も、2008年に教会に国家からの補助金が正確に支払われていないことが国家監査局により指摘される等、社会的活動への補助金のあり方には現在も不透明な状況が多い。

第2の争点は、信仰活動への補助金に関するものである。1997年の「1%税制」導入時(社会党・SZDSZ連立政権下)には、同税制利用者による教会向け総額が全所得税収入の0.5%に満たない場合、0.5%まで補填するとされていたが、1998年に成立したオルバーン政権(フィデス、MDF、独立小農業者党連立)は、この補填限度枠を0.8%まで引き上げ、かつ補填金の配分を「1%税制」利用者数でなく国勢調査による信徒数に応じて定めるよう変更した。これは、カトリックと改革派のみに収入増加をもたらし、その他の約100の教会の収入減少につながった。こうして、フィデス政権下では有力教会に有利に制度変更が加えられたが、2002年に社会党と連立政権を形成したSZDSZは、再びこの変更を取り消すとともに、一部議員が「1%税制」における教会への特別枠を廃止する案を主張した。

においては、諸教会の政治への関与と社会的役割への国の補助をめぐって議論が続き、これが信教の自由の問題とも絡まり問題を複雑化させた。宗教問題が国内諸政党の立場の違いから内政問題化し、体制転換後に政権交代が繰り返されるなかで、諸教会もこれに翻弄され続けたのである。次にみる 2011 年法律は、体制転換後にはじめて国会議席の三分の二の獲得を果たしたフィデス・KDNP の連立政権が、こうした問題に決着をつけるべく満を持して成立させたものであった。(以下次号)